

令和7年度 下川淵公民館運営推進委員委嘱式及び第1回委員会

日時 令和7年7月11日（金）

午前10時から

会場 下川淵公民館 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員自己紹介
- 5 第1回委員会
 - (1) 委員長、副委員長の選出
 - (2) 議事
 - ア 令和7年度下川淵公民館主催事業について
 - イ その他
 - (3) 関係法令 ※参考資料
- 6 閉会

下川淵公民館運営推進委員名簿

令和7年7月1日現在

1 学校教育の関係者

No.	氏 名	役 職 名	委嘱期間	
1	内山 崇	前橋市立第七中学校 校長	R7. 7. 1～ R9. 6. 30	(再任)
2	小黑 あけみ	前橋市立下川淵小学校 校長	R7. 7. 1～ R9. 6. 30	(新任)

2 社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者

No.	氏 名	役 職 名	委嘱期間	
3	小林 昭久	下川淵地区自治会連合会 会長	R7. 7. 1～ R9. 6. 30	(新任)
4	一木 由己	下川淵地区青少年健全育成会 会長	R7. 7. 1～ R9. 6. 30	(新任)
5	羽鳥 栄	下川淵地区社会福祉協議会 会長	R7. 7. 1～ R9. 6. 30	(新任)
6	久保田 光明	下川淵地区民生委員児童委員協議会 会長	R7. 7. 1～ R9. 6. 30	(再任)
7	田村 文康	下川淵地区老人クラブ連合会 会長	R7. 7. 1～ R9. 6. 30	(新任)
8	羽鳥 悟	下川淵地区生涯学習奨励員連絡協議会 会長	R7. 7. 1～ R9. 6. 30	(新任)
9	持田 みね子	下川淵公民館自主グループ連絡協議会 会長	R7. 7. 1～ R9. 6. 30	(再任)
10	岡本 英美	下川淵地区保健推進員会 会長	R7. 7. 1～ R9. 6. 30	(新任)

任期（委嘱期間） 令和7年7月1日～令和9年6月30日

※ただし、選出団体の任期終了により役員の改選が行われた場合には、その者の残任期間を委嘱期間とする。

令和7年度 下川淵公民館主催事業

1 子育て親子支援 ＊担当：藤澤

(1) 下川淵・上川淵・東公民館合同ベビープログラム（全4回）

日時＝①8月20日 ②8月27日 ③9月3日 ④9月10日

毎週水曜日 10時～12時

対象＝2か月～5か月の第一子と母親

内容＝自分の育児の喜びや困りごと、親としての迷いなどを話し合いながら、
これからの子育てに必要な知識を学ぶ

講師＝BP ファシリテーター（前橋市こども支援課職員）

(2) 公民館主催事業

ア 産後ケア講座

日時＝未定

対象＝2か月～8か月未満の子と父母

内容＝・バランスボールエクササイズ
・おしゃべりママサロン

講師＝地区講師

イ 親子リトミック教室

日時＝未定

対象＝未就学児親子

内容＝音楽に合わせて全身を動かすリトミック運動

講師＝地区講師

(3) 子育てサロンと連携して行う講座

ア ベビーマッサージ&ママエクササイズ

日時＝7月24日(木)、9月25日(木)、1月22日(木)

毎回 10時～11時

対象＝未就園児親子

内容＝・ベビーマッサージ等の親子のふれあい
・ママのためのエクササイズ
・意見交換会

講師＝地区講師

イ 夏の思い出フォトスポット&手作りアルバムづくり

日時＝8月28日(木) 10時～11時30分

対象＝未就園児親子

内容＝・フォトスポットで記念写真撮影
・手作りアルバム製作

講師＝手作りアルバム講師

ウ ベビー体重測定と事故予防・親子遊び講座

日時＝10月23日（木） 10時～11時30分

対象＝未就園児親子

内容＝体重測定と講座

講師＝こども支援課職員

エ 寝相アート

日時＝11月27日（木） 10時～11時30分

対象＝未就園児親子

内容＝寝相アート撮影会

講師＝寝相アート講師

オ 子育てサロンクリスマス会

日時＝12月18日（木）時間未定

対象＝未就学児親子

内容＝クリスマスのよみきかせ、サンタさんからのプレゼント等

講師＝おはなしの会もこもこ、地区民児協

オ ベビー体重測定とおくちの話・乳幼児期の食事

日時＝3月12日（木） 10時～11時30分

対象＝未就園児親子

内容＝体重測定と講座

講師＝こども支援課職員

2 青少年体験・チャレンジ活動 ＊担当：手嶋、柴田、金井、藤澤

(1) 下川淵子ども体験教室

ア 陶芸教室

日時＝7月24日（木）、8月7日（木）、8月28日（木）

10時～12時

対象＝小学校4～6年生 8人

内容＝陶芸教室

講師＝下川淵公民館自主グループ 下川淵陶芸クラブ

イ 絵画教室

日時、対象＝7月28日（月）9時～12時 小1～2年生 10人

7月29日（火）9時～12時 小3～6年生 10人

内容＝絵画教室

講師＝地域講師

ウ 職業体験

日時＝８月５日（火）１０時～１１時３０分

対象＝小学生 １５人

内容＝薬剤師の仕事を体験

講師＝地域の企業スタッフ

(2) 下川淵地区子ども会育成団体連絡協議会と共催

インリーダー講習会

日時＝６月１４日（土）１０時００分～１１時３０分

対象＝小４～小６ ３０人

内容＝KYT（危険予知）トレーニング、バルーンアート作り

講師＝市子連講師

(3) その他

クリスマスコンサート

日時＝１２月２１日（日）時間未定

出演＝前橋南高校吹奏楽部

内容＝生徒たちの企画によるコンサート

3 生涯学習奨励員活動支援 ＊担当：金井

下川淵地区の奨励員や自治会長等を対象に、生涯学習奨励活動に役立つ研修や活動支援を行う。

4 自主学習グループ活動支援 ＊担当：藤澤

(1) 公開講座

聴こえの教室～「音が聞こえる」と「言葉が聴きとれる」は異なります～

日時＝７月２８日（月）１３時３０分～１４時３０分

対象＝自主グループ連協会員、地域住民

内容＝講師による講座

講師＝市民講師

(2) 野外研修

日時＝１１月２０日（木）時間未定

行先＝深川江戸資料館、葛西臨海公園 他

5 学び合い・人権・地域ふれあい ＊担当：手嶋、柴田、金井

(1) 下川淵いきいき生活講座/下川淵地区老人クラブ連合会と共催

地区内の６０歳以上を主な対象として、健康づくり、世代間交流の促進等をテーマに講座を実施する。また、お正月に向け、地域協力者を講師として１２月に地区老人

クラブ連合会と小学生との世代間交流であるしめ縄作り講座を開催する。

健康づくりに関する出前講座

日時＝未定

講師＝未定

(2) 人権啓発

ア 小中学生の標語作品を公民館報（１月～３月）に掲載

イ 人権に関する講座（上記(1)により実施）

日時＝８月１９日（火）９時３０分～１１時００分

内容＝下川淵の伝承昔話を題材にした人権教育

講師＝酒井正保先生（民俗研究家）

ウ 手をつなぐ作品展

障がい者理解のための前橋市内巡回作品展・活動写真展

日時＝７月２４日（木）から８月５日（火）

(3) 花と緑の講座（花結びの会と共催）

日時＝３月２日（月）９時３０分～１１時３０分 予定

募集＝２０人

内容＝未定

講師＝花結びの会 会長 持田みね子

(4) 下川淵ビブリオバトル

日時＝９月７日（日）１０時３０分～正午 予定

募集＝バトラー（発表者）５人、観戦者（投票に参加）３０人

内容＝バトラーにおすすめ本を紹介してもらい、観戦者の投票により最も読みたいと思うチャンプ本を決める。

(5) その他

ア 普通救命講習会

日時＝８月３０日（土）１３時３０分～１６時３０分

募集＝２０人

内容＝心肺蘇生法、ＡＥＤ使用方法など

講師＝前橋市南消防署救急隊員

イ 火災予防講習会

日時＝１月３１日（土）１３時３０分～１５時００分

募集＝３０人

内容＝住宅の火災予防対策、初期消火および起震車による地震の体験など

講師＝前橋市南消防署職員、前橋市防災危機管理課職員

○前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）「抜粋」

（運営審議会及び運営推進委員会）

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

○前橋市公民館運営推進委員会規則（昭和37年前橋市教育委員会規則第8号）「抜粋」

（目的）

第1条 この規則は、前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条第2項の規定により設置される前橋市公民館運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）について定めることを目的とする。

（任務）

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

（定数及び委嘱）

第3条 推進委員の定数は10人以内とし、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

（運営）

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）の例によるものとする。

○前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）「抜粋」

（目的）

第1条 前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条に規定する前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

（役員）

第2条 審議会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員を選出は、委員の互選による。

（役員の仕事）

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

（専門委員会）

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

（会議）

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

○社会教育法（昭和24年法律第207号）「抜粋」

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

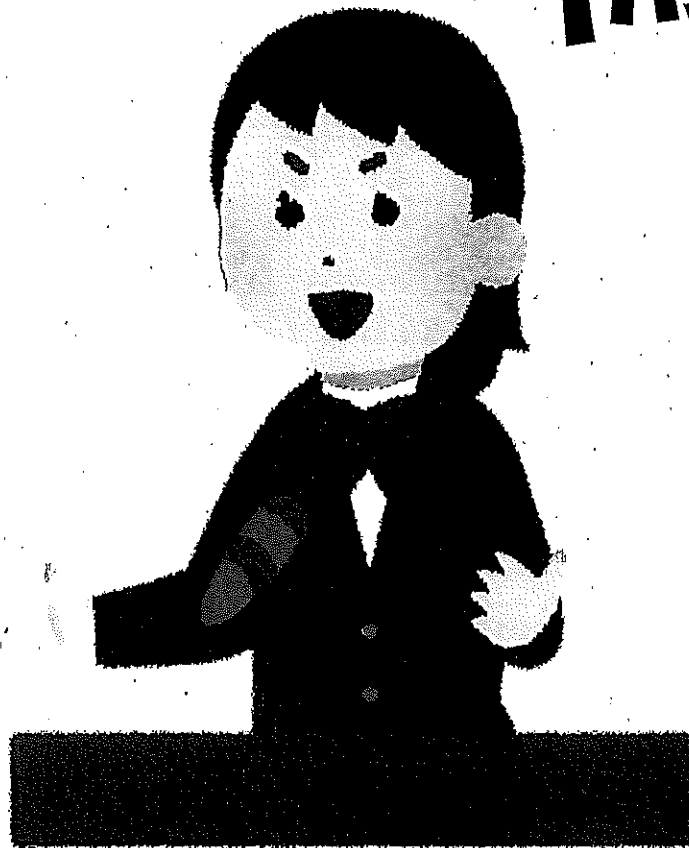
第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。

下川淵

ビブリオバトル

開催！



日時：令和7年9月7日(日)

午前10時30分～正午

会場：前橋市下川淵公民館 ホール

募集：バトラー(発表者)5人

観戦者(投票に参加)30人

申込：8月29日(金)までに下川淵公民館(連絡先裏面)へ

ビブリオバトルって？

ビブリオバトルは本の紹介を通じたコミュニケーションゲームです。

流れは次のとおり

- 1 バトラー(発表者)がくじ引きで発表順を決めます。
- 2 はじめのバトラーが、自分のお気に入りの本を5分間で紹介します。
- 3 バトラー、観戦者の参加者全員で、発表に関するディスカッションを3分間行います。
発表内容の揚げ足をとったり、批判をするようなことはせず、発表で分からなかったことの追加説明や、最後の投票をするための材料となるようなことを聞く時間です。
- 4 以上、本の紹介とディスカッションを最後のバトラーまで繰り返します。
- 5 すべての発表が終了した後に「どの本が一番読みたくなったか？」を基準とした投票を全員の挙手により行い、最も票を集めたものを今回の「チャンプ本」とします。

※バトラーは自分の紹介した本には投票せず、他の発表者の本に投票します。

バトラーに年齢制限はありません。小学生や自信のない方は、家族や友達と一緒にチャレンジしていただけます。

参加しようか迷っている方へ♪

「ビブリオバトル」という名前から、「戦い」をイメージする方が多いと思いますが、そうではありません。自分が読んで良かった本について、参加者同士、楽しく話し合ってくださいものです。

終わった後、本好きな仲間が増えること間違いありません。

また、この催しは年齢や居住地の制限を設けていません。ふだん交流する機会のない方と本をとおしてふれ合うことができます。上手でなくても構いません。ぜひこの機会に「ビブリオバトル」を体験してみませんか？

参加ご希望の方へ

○バトラー(発表者)

申込み時に氏名、連絡先、年齢、紹介する本の題名、著者を教えてください。

なお、紹介する本のジャンルは問いません。マンガや絵本でもかまいません。

○観戦者(投票に参加)

申込み時に氏名、連絡先を教えてください。

申し込み

前橋市下川淵公民館

前橋市鶴光路町701番地

電話 027-265-0651

FAX 027-265-5160

E-mail d410213@city.maebashi.gunma.jp

